



改正障害者差別解消法と障がいのある方への支援のポイントを学ぼう

解 説 内閣府 政策統括官(政策調整担当)付 障害者施策担当

解 説 特定非営利活動法人 発達支援サポートーズコンシェルト 代表 菊池 洋子

●災害について考える

被災地の民生委員に想いを寄せて

●教えて先輩!

民生委員・児童委員として民児協に所属し、月1回の定例会に出席していますが、単位民児協の役割や機能を知りたいです。

●全民児連NEWS

令和4年度の民生委員数及び活動状況
～福祉行政報告例の公表～

●人権について考える

誰ひとり取り残さない社会のために
～ホームレスの人権を考える～



特集

改正障害者差別解消法と障がいのある方への支援のポイントを学ぼう

令和6(2024)年4月から、改正障害者差別解消法が施行されます。この改正で事業者の合理的配慮の提供が義務化されるとともに、改正法の円滑な施行に向け、政府全体の基本方針が示されました。

そこで、わが国における障がい者施策に関する動向と、令和6年4月に施行される障害者差別解消法のポイント等を内閣府の障害者施策担当官に解説いただくとともに、発達支援サポートズコンシェルト代表の菊池洋子氏に知的障がいや発達障がいのある方と関わるうえでの留意点等を解説いただきます。

解説

改正障害者差別解消法の施行について

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付
障害者施策担当

障害者差別解消法の制定背景及び改正の経過

平成18年に国連において、障害

者的人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「権利条約」という。)が採択されました。我が国は、平成19年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきました。権利条約は、障害に基づく差別の禁止について適切な措置を求めており、我が国においては、平成23年の障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正の際に

障害者差別解消法（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、同規定を具体化するもので、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に成立しました。また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化

報の収集・提供など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正法が公布され、令和6年4月1日に施行されます。

法の概要

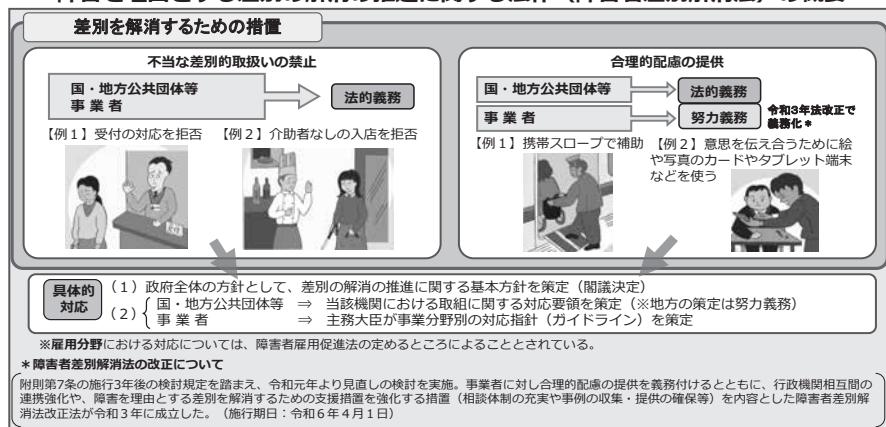
基本原則として、権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨を取り込む形で、「差別の禁止」が規定されました。障害者差別解消法（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、同規定を具体化するもので、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に成立しました。また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化

法の主な改正内容

法の施行後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方、その他の施行状況について所要の見直しを行うとの規定（法附則7条）を踏まえ、障害者政策委員会において法の見直しの議論が



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要



改正法を令和3年5月に第204回通常国会に提出し、全会一致で改正法が成立しました。

改正法による合理的配慮の提供を行なうことは、事業者による合理的配慮の提供に取り組んでおり、一定の定着が図られた一方で、前述の意見書や障害者団体からの求めもあり、事業者による合理的配慮の提供について、現行の努力義務から法的義務に改められました。

義務化により、合理的配慮として求められる内容自体が改正前より引き上げられるわけではないものの、これまで合理的配慮の提供に取り組んできた事業者には改めて認識を深めていただくとともに、取組が十分でなかつた事業者には合理的配慮の提供に真摯に取り組んでいただくことで、障害の有無により分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて大きく前進することが期待されています。

なお、義務化に伴い罰則が設けられるものではなく、実効性の確保

の提供の義務化などを内容とする改正法を令和3年5月に第204回通常国会に提出し、全会一致で改正法が成立しました。

改正法による合理的配慮の提供を行なうことは、事業者による合理的配慮の提供に取り組んでおり、一定の定着が図られた一方で、前述の意見書や障害者団体からの求めもあり、事業者による合理的配慮の提供について、現行の努力義務から法的義務に改められました。

義務化により、合理的配慮として求められる内容自体が改正前より引き上げられるわけではないものの、これまで合理的配慮の提供に取り組んできた事業者には改めて認識を深めていただくとともに、取組が十分でなかつた事業者には合理的配慮の提供に真摯に取り組んでいただくことで、障害の有無により分け隔てられることがない共生社会の実現に向けて大きく前進することが期待されています。

なお、義務化に伴い罰則が設けられるものではなく、実効性の確

保は、法12条に基づく主務大臣等による権限行使などによって図られる」ととされています。

①事業者による合理的配慮の提供に係る責務の追加（法第8条第2項関係）

事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、国及び地方公共団体の連携協力に係る責務が追加されました。

②国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加（法第3条関係）

合理的配慮として求められる内容は多種多様で個別性が高く、障害を理由とする差別に関する相談件数の増加や多様な相談が寄せられることが見込まれることから、国、都道府県、市町村の各機関の間で相談事案の引継ぎを行い、然るべき機関につなぐことなど、国及び地方公共団体が相互に協力をする必要性が一層高まると考えられました。そのため、国及び地方政府において、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならぬことが規定されました。

障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」

法改正に伴い改定された「障害

を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において、「障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担うこと」が明記されました。これを踏まえ、内閣府では、障害当事者や事業者からの法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別等に関する相談を自治体・各府省庁等の適切な相談窓口に円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月16日から令和7年3月下旬まで、試行的に「つなぐ窓口」を設置しています。

電話相談：0120-2662-701
毎日10時から17時まで（祝日・年末年始を除く）

メール相談：info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

※本文章は内閣府の障害者施策担当からご寄稿いただいているため、法律および公用文の表記を用いています。

解説

「知的障がい」と「発達障がい」の理解と地域での支援

特定非営利活動法人 発達支援サポートーズコンシェルト

代表 菊池 洋子



「知的障がい」や「発達障がい」の人たちの社会的な立場や、障がいの意味を理解しましょう

近年、障がいに対する捉え方や支援の方法に関して、本人主体で考える方向性が定着してきました。しかし、まだ法律の定義と、医学の定義の違いが、本人や家族の困り感につながる場合も多く、支援者たちがしつかりその意味を捉えて、具体的な支援につなげていく必要を感じています。

そこで対して発達障がいに関しては「発達障害者支援法」での法的な定義として「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの」とあります。ですが、医学の変化によって「自閉症スペクトラム、注意欠如多動性障害、限局性学習症」等と診断されるとともに、その内容にも変化が見られ、法律が追いついていないのが現状です。

また、医学的に変化してきた捉え方に合わせて、徐々に国内での制度や支援の方向も変わってきています。現在は、「本人や家族を中心と考える」とともに、「本人が自分で意思で自分の生きる方向を決定していくような支援」が必要とされています。

特性を考えた支援と、家族も一緒に実践した支援

知的障がいの人たちも発達障がいの人たちも、芸術や科学の発展などに大きな功績を残してきた人も多いですが、現実の生活の中では、わかりづらさや生活しづらさを抱えています。そして親たちもまた、どうしたらよいかがわからず困惑している人が多いです。

実際の支援の方法

実践してほしい支援の方法を以下とおりお伝えします。

① 最初は笑顔で自己紹介

不安が強い人が多いので、近すぎず遠すぎないちょうどよい距離を取って笑顔とオーバーリアクションで自己紹介しましょう。

す。彼らのよいところを伸ばしながら、困っているところに目を向けて家族とともに地域のなかで支援してほしいと思います。

私自身も、心理職や福祉職として地域活動に関わるなかで、知的障害児者の親の会の活動にも参加してきました。親の立場での学び合いと社会への発信活動、本人の立場でのピアカウンセリング活動を一緒に行うなかでの気づきも大きく、見方を変えた支援の大変さを実感してきました。札幌市では、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の皆さんとともに研修活動を行っていますが、今後も、地域に直結する方がたとともに歩んでいきたいと思います。

- ② ゆっくり優しい言葉で丁寧に
声は大きすぎず小さく、に
こやかに話しかけてください。
年齢相応のプライドも大事に。
- ③ 抽象的ではなく具体的に
「あれ」「これ」等の指示語を使
わざに具体的に伝えましょう。
例：向こうの窓□→1番窓□
そこにあるます→棚の上の段
にあります
- ④ 否定形や「ダメ」は使わない
否定語は肯定に言い換えましょ
う。
- 例：走つたらダメ→ゆっくり歩い
てください
立たないで→椅子に座つてい
てください
- ⑤ スモールステップ化
一度にたくさん言わずに小さく
切って。順番をつけるとわかり
やすいです。
- 例：1に○をして、2に△、3に
□をしてください
- ⑥ 「はい」は返事の言葉
「わかりましたか→はい」を求め
ないでください。強く言うと誘
導になってしまします。とても
素直で先の予測ができるにくい人

（2）ゆっくり優しい言葉で丁寧に

たちです。

⑦ 気もちの表現は難しい

視覚優位であり、見えている物
と個性を尊重し合いながら共生す
る社会の実現に向け、障害を理由
とする差別の解消を推進する」こ
とを目的としています。

⑧ 明確化

曖昧なままにせずに明確にして
返します。

⑨ フィードバック

最後にもう一度、結果をまとめ
てわかりやすく伝えてください。
よかったです」とも伝えると安心に
つながります。

霧岡気づくりを心がけて

障がいのある人たちは不安の大
きな人も多く、安心な霧岡気づく
りがとても大切です。笑顔で「大
丈夫」を伝えつつ信頼づくりをし
ましょ。「また明日会いましょ
ね」等の関係づくりもしていって
ください。

合理的配慮の提供について

「障害者差別解消法」は平成26
(2014)年に制定され、「全て

の国民が障害の有無によって分け
隔てられることなく、相互に人格

への取り組みを開拓してほしいと
思います。

そしてまた、地域の連携による
「切れ目のないきめ細かな支援」の
中心的な役割も担ってほしいと思
います。地域、学校、家庭とともに、
相談支援事業所や障害児通所

事業者などは努力義務とされてき
ましたが、法改正によって令和6
(2024)年4月1日からは事業
者なども義務化されました。この
法律は、国連の「障害者の権利に
関する条約」の締結に向けて国内
法を整備する段階で誕生している
重要な法律です。民生委員の皆さん
は、地域福祉の担い手としての
役割もあり、率先して合理的配慮

地域での支援の最大のポイント
として、民生委員の皆さんのが先頭
に立つ、フットワークと連携を
活かして実践していくください。

この取り組みを展開してほしいと
思います。

そしてまた、地域の連携による
「切れ目のないきめ細かな支援」の
中心的な役割も担ってほしいと思
います。地域、学校、家庭とともに、
相談支援事業所や障害児通所



『ひろば』を活用して、単位民
児協の定例会などで民生委
員・児童委員としての学びを
深めましょう。

- ① 共生社会の実現に向けて、
民生委員としてどのように
ことができるか考えてみま
しょう。
- ② 本紙内で取り上げられた障
がいのある方への9つの支
援についてどのように実践
できるか話あってみま
しょう。

災害について考える



被災地の民生委員に想いを寄せて

一般社団法人ウェルビーデザイン 篠原辰一

※本稿は令和6（2024）年1月末の執筆

令和6年能登半島地震発生

平成19（2007）年能登半島地震は、民生委員制度創設90周年事業として展開された「災害時一人も見逃さない運動」の実施期間中に発生しました。あれから18年、再び発生した大地震により奥能登地方を中心には甚大な被害が発生、石川県のみならず、富山県、新潟県・市、福井県でも多くの被害が発生。各地の民生委員・児童委員（以下、民生委員）は被災しながらも誠意をもつて生活上の相談に応じてきました。

発災後の民児協活動の早期再開

奥能登地方にある「能登町」には81名の民生委員（主任児童委員を含

む）により民児協が組織され、社協が民児協事務局（以下「事務局」）を担っています。

事務局では発災後間もなくから民生委員の安否確認を行い、社協等が行う支援活動の共有や民生委員の活動について意見を交わすため、1月19日に緊急定例会を開催。災害発生後できるだけ早急に民児協機能を開くことは、互いの安否確認や支援情報の把握にとどまらず、被災した民生委員の支援機能を補完したり、長期的な生活支援に向けた手順検討のつとめ大切になるとを考えます。

また、全国民生委員互助共励事業や全民児連被災地民児協支援募金などの災害後の各種支援事業の活用など、民児協および事務局機能の発揮が被災者支援の鍵となります。

災害ケースマネジメント

同じ規模の被害を受けた被災者でも家族構成や経済状況等により生活再建方法は異なり、それらを判断するための期間もさまざまです。

令和5（2023）年5月に修正された「防災基本計画※」では災害ケースマネジメントの整備に努めることが明記されました。災害ケースマネジメントとは、被災者1人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握し、必要に応じて専門機関と連携しながら、当該課題等の解消に向けて被災者の自立・生活再建がすむようマネジメントする取り組みであり、その支援は、民生委員児童委員信条にある「誠意をもって、ありゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努める」ことに重なるものと思します。

持続的な支援を可能にするために「災害について考える」をテーマに5回の連載を行いました。毎回民生委員児童委員信条をひとつずつ取り上げ、委員活動と被災者支援の関連性を伝えてきました。今、被災者に向き合い活動している被災地域の民生委員に想いを寄せ、あらためて読み返していただけると幸いです。

なが行なわれることもあります。持続的な支援を可能にするためには、他地区を担当する民生委員、場合によっては他民児協と連携し、被災者の支援を引き継ぐことや担当区割りや担当世帯の見直しを図るなど、適宜民児協機能を発揮しながら、支援にあたる民生委員をサポートする」ことが不可欠です。

全5回のむすびに

「災害について考える」をテーマに5回の連載を行いました。毎回民生委員児童委員信条をひとつずつ取り上げ、委員活動と被災者支援の関連性を伝えてきました。今、被災者に向き合い活動している被災地域の民生委員に想いを寄せ、あらためて読み返していただけると幸いです。

※1 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成するわが国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの。

全民児連NEWS

令和4年度の民生委員数及び活動状況 ～福祉行政報告例の公表～



令和6（2024）年1月、厚労省は、福祉行政に関する地方自治体の行政実態の結果である「令和4年度福祉行政報告例」を公表しました。

令和4（2022）年度末における民生委員・児童委員（以下、民生委員）数は22万7426人で、前年度比3685人（1・6%）減となりました。令和4年12月一斉改選直後の民生委員数は22万5356人だったため、2070人増えたことになり、充足率は93・7%から94・5%と増加しました。また、男女別にみると、男性は8万6002人で、前年度に比べて2608人（2・9%）減、女性は14万1424人で、前年度に比べて1077人（0・8%）減となっています。

令和4年度中の民生委員の活動状況をみると、相談・支援件数は491万3501件で、前年度に比べ8

万2598件（1・7%）減、「その他活動」件数は21116万9009件で、前年度に比べ235万9424件（12・5%）の増となっています。また、訪問延回数は3328万9774回で、前年度に比べ38万6391回（1・2%）増となっています。

相談・支援件数の内訳で、最も増加幅が大きかったのは、「子育て・母子保健」（6・5%増）で、次に「子どもの地域生活」（4・2%増）と、子ども関係の相談・支援件数が増加傾向にあります。「健康・保健・医療」は、新型コロナウイルス感染症の影響等で増加傾向にあります。

A 私が住んでいる仙台市を例にすると、おおむね小学校区ごとに単位民児協が構成され、約200世帯の区域をひとりの民生委員・児童委員（以下、民生委員）が担当します。民児協は、会長・副会長・会計や専門部会委員、その他の委員などで構成されます。

次に、民児協の「役割や機能」についてお話しします。

(1) 委員の仕事の連絡調整

専門的な支援を必要とする課題には、情報収集、情報提供、連絡調整を民児協のなかで分担したり、先輩委員の助言・協力を仰ぎます。

(2) 関係行政機関との連携

住民の課題については専門的な支援を必要とするため、行政等専門機関につなぎ、連携を図ります。

Q 民生委員・児童委員として民児協に所属し、月1回の定例会に出席していますが、単位民児協の役割や機能を知りたいです。

回答…仙台市民生委員児童委員協議会会長・

本紙編集副委員長
大内 修道



教えて
先輩！

行政に必要な施策の充実を求める等、行政と連携して民生委員活動の推進を図っています。

(3) 情報および資料の収集

①委員活動に必要な情報や資料をわかりやすく地域住民に届けます。

②委員が活動から得た地域の情報や研修などで得た地域の情報を、定期例会等を通じて共有します。

(4) 必要な知識や技術の習得

民児協内で、事例発表会や勉強会を開催するとともに、「行政の担当課や社協が行う研修会への参加を通じ、知識や技術の習得を図ります。

(5) 地域活動の推進

民生委員や民児協が関係団体と協働し、地域に根差したより広い活動になるように取り組みます。

その他、「住民の代弁者」として、行政に必要な施策の充実を求める等、行政と連携して民生委員活動の推進を図っています。



誰ひとり取り残さない社会のために ～ホームレスの人権を考える～

ホームレスとは

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」によると、ホームレスとは「都市公園、河川、道路、駅舎その他施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義されており、インターネットカフェ・漫画喫茶等で寝泊まりする人はホームレスの定義には現在含まれていません。

令和5(2023)年に厚生労働省が公表した「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」によると、全国にホームレスは3065人(令和5年1月時点)と年々減少傾向にある一方、令和3(2021)年に同じく厚生労働省が公表した「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」によると、路上生活の期間は「10年以上」が、前回の平

的が明確な被災者支援の募金はアピールする力、人の善意・優しさを呼び起こす力があると思います▼近年頻発する災害に対して、人間の力の何と弱いことか。災害に備えることには、予知も含め限界があります。防災・減災に努めることは当然ながら、今私たちにできることをしておこう!と思します。「うつか、うつか」としながら、災害を迎えてしまうことになるのは、避けたいのです。

成28（2016）年調査と比較して増加しており、路上生活期間の長期化が調査の結果からわかりました。

ホームレスの人権について考える

近年、ホームレスに対して差別的な発言したり、若者が動画撮影のためにホームレスへ嫌がらせをするなど、動画投稿サイトにおける「動画の再生数稼ぎ」などにホームレスが利用されているといった事案が発生しています。これららの行為はホームレスに対するれつきとした人権侵害であり、社会全体で、ホームレスの人権を考えていかなければなりません。

令和3(2021)年のホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)によると、ホームレスが路上(野宿)生活をするようになった主な理由

は、「仕事が減った」が278人(24.5%)と最も多く、「倒産や失業」が260人(22.9%)、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が214人(18.9%)と続きます。

ホームレスをはじめ、いわゆる「社会的少数者」の方がたのなかには、偏見の眼差しを向けられることを恐れ、誰にも相談できず生きづらさを感じている方もいると思われます。民生委員・児童委員として、その方の背景にある課題や生きづらさに寄り添いながら関わり、社協や生活困窮者自立相談支援機関、生活困窮者支援を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人などの支援機関につなぐことを意識し、誰ひとり取り残さない社会の実現をめざしましょう。

高知県民生委員児童委員協議会連合会
副会長・本紙編集委員
徳弘朋子

民生委員・児童委員の
ひろば 4月号 2024 April

令和6年4月1日発行
(毎月1回1日発行)第850号
昭和31年5月18日
第三種郵便物認可
●発行所／全国社会福祉協会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-1
電話03-3581-6747
●発行人／松島 紀由
●編集人／平井 康元
●定 価／1部10円(購読)

ホームページをご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧いただくためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201



[全国民生委員児童委員連合会のホームページ](#) **全民児連**で検索
[全国民生委員互助共励事業のホームページ](#) **互助共励**で検索

お知らせ

主任児童委員制度創設30周年を記念して、令和4(2022)年度に全民児連が作成した動画に、主任児童委員の活動に焦点をあてた待望の2番が追加されました。

ご確認いただくとともに、広報活動などに広くご活用ください。

右記の二次元コードからご視聴いただけます。

